

額改定に関する事項		
改定後の支給対象児童数	3 歳未満	※1 0 人
	3 歳以上	※2 1 人
	第 3 子以降	※3 1 人
	合計	2 人
改定後の手当月額	3 歳未満	※1 「3 歳未満」の人数×15,000 円 0 円
	3 歳以上	※2 「3 歳以上」の人数×10,000 円 1 0 , 0 0 0 円
	第 3 子以降	※3 「第 3 子以降」の人数×30,000 円 3 0 , 0 0 0 円
	合計	4 0 , 0 0 0 円
改定年月	令和 7 年 4 月 から	
改定の理由・その他 〔増・減額〕	1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日を経過 ※「1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日を経過」した子（高校卒業年代の子）について、4 月以降生計費の負担をする場合も、支給対象児童からは外れるため、減額になります。	

第 1 子、第 2 子で 3 歳未満の子

第 1 子、第 2 子で 3 歳以上から高校生年代（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）までの子
※高校生年代をすぎた子は、支給対象児童ではないので人数には含まれておりません。

第 3 子以降の子
※親等が生計費の負担をしている、高校生年代をすぎた子から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子（『監護相当・生計費の負担についての確認書』を米子市こども支援課に提出済）がいる場合は、その子も合わせて第 3 子以降の子です。
※高校生年代をすぎた子は、支給対象児童ではないので人数には含まれておりません。

第 3 子以降の金額が、「第 3 子以降の人数×30,000 円」になっているか確認してください。

親等が生計費の負担をしている、高校生年代をすぎた子から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子がいて、支給対象児童と合わせて 3 人以上子がいるが、第 3 子以降の金額が「第 3 子以降の人数×30,000 円」になっていない場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。